

特掃等中止・自宅待機を確認

動労千葉が4・28 CTS 団体交渉で追及

感染防止の自宅待機をかちとる

4月28日、動労千葉はCTS本社との団体交渉を行いました。そこで、5月1日から6日まで、特別清掃、全般清掃、ポリッシャー作業を中止して、作業担当の労働者を自宅待機とすることが確認されました。労働時間については、自宅待機の場合も勤務した場合と同じ時間で扱うと確認されています。

団体交渉の翌日から、各事業所で自宅待機を含む5月勤務の通知が始まっています。

団体交渉での主な確認事項

- ① 5月1日～6日、特別清掃、全般清掃、ポリッシャー作業を中止して対象の労働者を自宅待機とする。緊急事態宣言延長の場合は、延長決定以後に再検討する。
- ② 4月14日、コロナ感染疑いに伴う快速列車の消毒作業が行われたことについて、CTS 本社は専門的な消毒作業のノウハウ、指導体制はないと回答。
- ③ 運転台の消毒については、機器取り扱いの方法などが不明のため、JRから依頼があったとしてもCTSでは行わない。

現場の怒りと労働組合の闘いの力

この間、CTS本社などで自宅待機などの感染防止対策が取られてきました。

しかし、感染リスクの高い清掃職場はずっと無視されてきました。職場からは清掃作業で自宅待機扱いが行われないことへの怒りの声があがっていました。

今回の改善は、現場の怒りを労働組合として会社に突きつけて闘ったことの成果です。

CTSは、緊急事態宣言の延長が決定された場合、その決定の後に特掃等の中止と自宅待機扱いの延長について判断するとしています。感染リスクが続く以上、感染防止対策の継続と徹底を求めていくことが必要です。

現場に危険な作業を強制するな

一方で、CTSは感染者が乗車したことを前提とした専門的な消毒作業のノウハウや指導体制がないことを認めました。それならば、消毒作業は専門業者に依頼すべきです。

CTSには感染症の専門家もおらず、防護体制も教育訓練もありません。それで危険な作業を行わせるなどあってはなりません。動労千葉は、指導体制が確立されるまで消毒作業を強制するなど要求して闘っています。